

徳島県告示第十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
堂浦加入区	堂浦漁業協同組合の地区	主として底びき網を使用して営む漁業及び小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
阿南加入区	阿南漁業協同組合の地区	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
同	同	小型定置漁業
阿部加入区	阿部漁業協同組合の地区	小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
木岐加入区	木岐漁業協同組合の地区	同